

○芦屋市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例

昭和39年12月25日

条例第48号

注 平成19年7月10日条例第29号から条文注記入る。

改正 昭和47年11月14日条例第31号

[芦屋市営住宅の設置および管理に関する条例等の一部を改正する条例第6条による改正]

昭和62年5月18日条例第16号

平成3年6月29日条例第17号

[芦屋市立老人福祉会館の設置および管理に関する条例及び芦屋市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例第2条による改正]

平成12年3月24日条例第9号

平成19年7月10日条例第29号

(設置)

第1条 老人福祉の向上と増進を図るため、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第15条第3項の規定に基づき、芦屋市立養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)を設置する。

(平19条例29・全改)

(名称及び位置)

第2条 老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芦屋市立養護老人ホーム 和風園

位置 芦屋市朝日ヶ丘町39番20号

(事業)

第3条 老人ホームは、法第10条の4第1項第3号及び第11条第1項第1号の規定による入所の措置を受けた者の養護その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事業を行う。

(平19条例29・全改)

(入所定員)

第4条 入所定員は、30人とする。

(平19条例29・一部改正)

(職員)

第5条 老人ホームに必要な職員を置くことができる。

(平19条例29・全改)

(管理の代行等)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、老人ホームの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、老人ホームの管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 老人ホームの運営に関する業務
- (2) 老人ホームの施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、老人ホームの運営又は維持管理上市長が必要と認める業務

(平19条例29・追加)

(補則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平19条例29・旧第6条繰下・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和47年11月14日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年6月1日から適用する。

附 則（昭和62年5月18日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年6月29日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の芦屋市立老人福祉会館の設置および管理に関する条例及び芦屋市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の規定は、平成3年1月1日から適用する。

附 則（平成12年3月24日条例第9号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月10日条例第29号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。